

ハーグ条約に基づく情報の提供の求めについて

平成26年3月
外務省ハーグ条約室

1. ハーグ条約とは(正式名称:国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)

【背景】

- 「国際結婚→離婚」件数の増加 ⇒ 一方の親による国境を越えた子の不法な連れ去り・留置が増加
⇒ 子への有害な影響



- 子の利益を最重視する観点から、1980年にハーグ国際私法会議で作成された国際的なルール
- 締約国は91か国(米、加、EU全加盟国、タイ、シンガポール、韓国等)。
- 日本については2014年1月24日に締結し、4月1日に発効。

【条約の基本的な考え方】

- ① 子の監護権(親権)に関する手続は、子がそれまで居住していた国(=「常居所」を有していた国)で行うことが望ましい。
⇒ 原則 : まずは常居所を有していた国に子を戻す。(ただし、監護権についての判断はしない。)
例外 : 子が心身に害悪を受ける重大な危険がある場合、子自身が返還を拒否している場合等。
- ② 面会交流の機会の確保は、連れ去り・留置の防止や子の利益に資する。
⇒ 親子の面会交流の機会の確保を支援

【中央当局の役割】

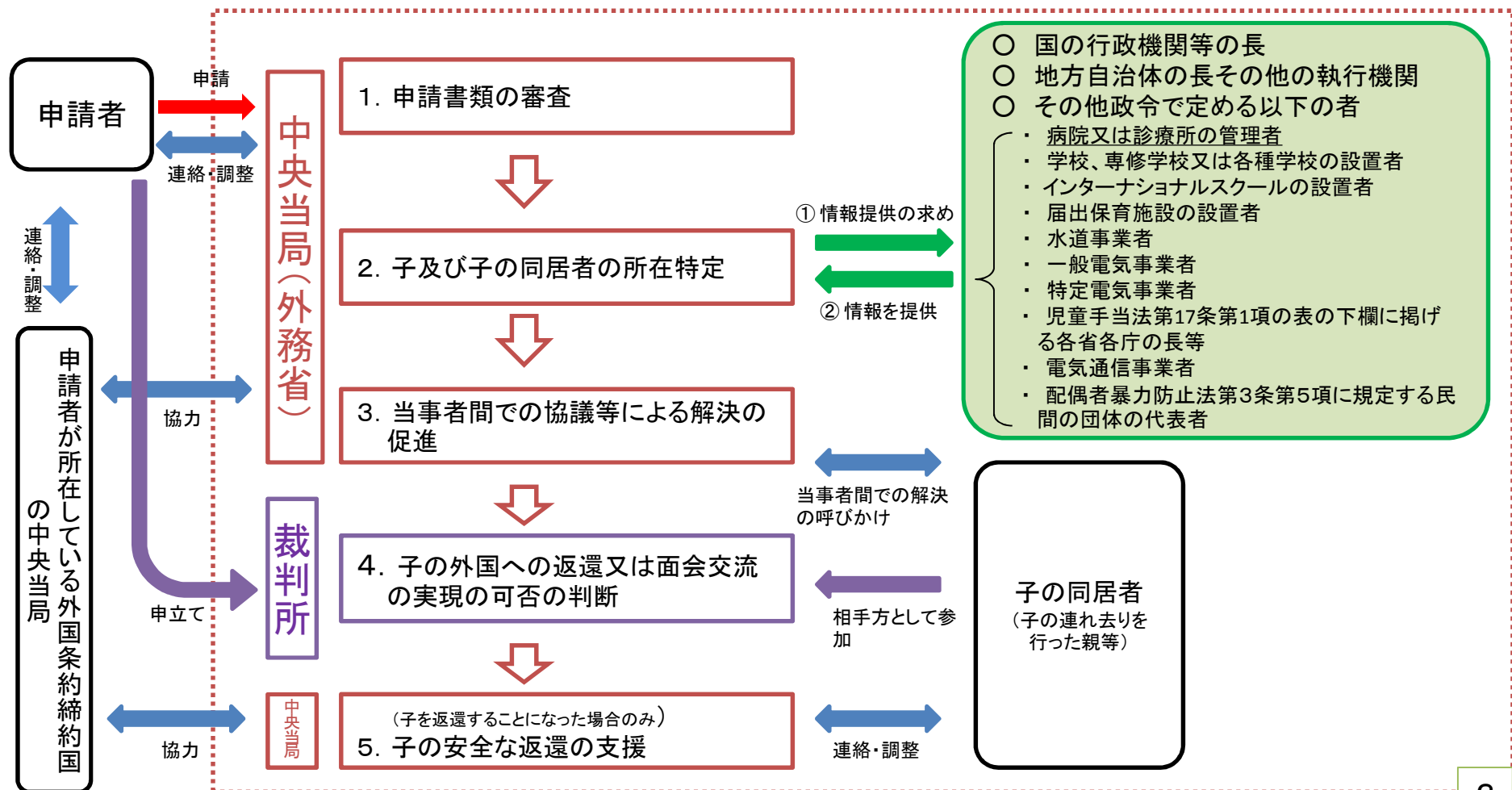
- 全ての条約の締約国は、条約の実施に中心的な役割を担う「中央当局」を指定
⇒ 日本においては外務大臣(外務省)を中央当局として指定。
- 中央当局は、条約の目的を実現するため、相互に協力しながら以下の措置をとることとされている。
 - ・連れ去り・留置が行われた子の所在の特定
 - ・子の社会的背景に関する情報の交換
 - ・当事者間での協議等による解決の促進 等

2. 子の所在を特定するための情報提供の求め(条約実施法第5条第1項)

(1) 目的・概要

- 日本へ連れ去られた子及び当該子の同居者の所在を特定するために行うもの(下記2. 参照)。
- 外務大臣は、国の行政機関等の長、地方公共団体の長その他の執行機関、及び政令で定める者に対し情報の提供を求めることができる(条約実施法第5条第1項)。
- 情報の提供を求められた者は、遅滞なく情報を提供する義務を負う(条約実施法第5条第2項)

<日本への連れ去り又は留置が行われた事案の流れ>



(2) 外務大臣による情報提供の求め

ア 情報提供を求める場合

外務大臣は、所在特定の対象となっている子又は子と同居していると思料される者が通っていた、又は通っている病院又は診療所の情報を有している場合に、当該病院又は診療所に対してのみ情報の提供を求めます。

多く見積もっても年間全国で十数件程度となる見込みです。

イ 提供を求める情報

(1) 所在特定の対象となっている子又は子と同居していると思料される者の医師法第24条第1項に規定する診療録のうち、診療を受けた者の住所、氏名、性別及び、年齢並びに最新の診療の年月日

(2) 所在特定の対象となっている子又は子と同居していると思料される者の保険医療機関及び保険医療養担当規則第22条に規定する診療録のうち、氏名、生年月日、性別、住所、職業、被保険者との続柄、被保険者氏名、事業者(船舶所有者)の所在地(電話番号を含む。)及び名称、並びに保険者の所在地(電話番号を含む。)及び名称

ウ 情報提供を求める方法

情報の提供を求める病院又は診療所に、外務省領事局ハーグ条約室から、外務大臣名の書面又は電子署名を付したPDFファイル(プリントアウトすれば外務大臣の公印を付した書面と同一の外見)を添付した電子メールを送付して行う予定です。(※ 外務省ハーグ条約室は、平成26年4月1日に総合外交政策局から領事局に移管予定です。)



(3) 情報の提供を求められた病院・診療所の対応

- 情報の提供を求められた場合、遅滞なく、当該情報を書面又は電子メール(電子署名が行われたものに限る。)により外務大臣に提供して下さい。
- 情報を保有しておらず、外務大臣に情報を提供できない場合にも、必ずその旨を外務省まで連絡して下さい。
- 外務省に情報を提供することについて、事前に本人に同意を得る、又は、事後に本人に通知を行う必要はありません。
- 情報の提供を求めた後、10日を超えて回答が届かない場合は、理由の説明を求めることがあります。

(4) 提供された情報の取扱い

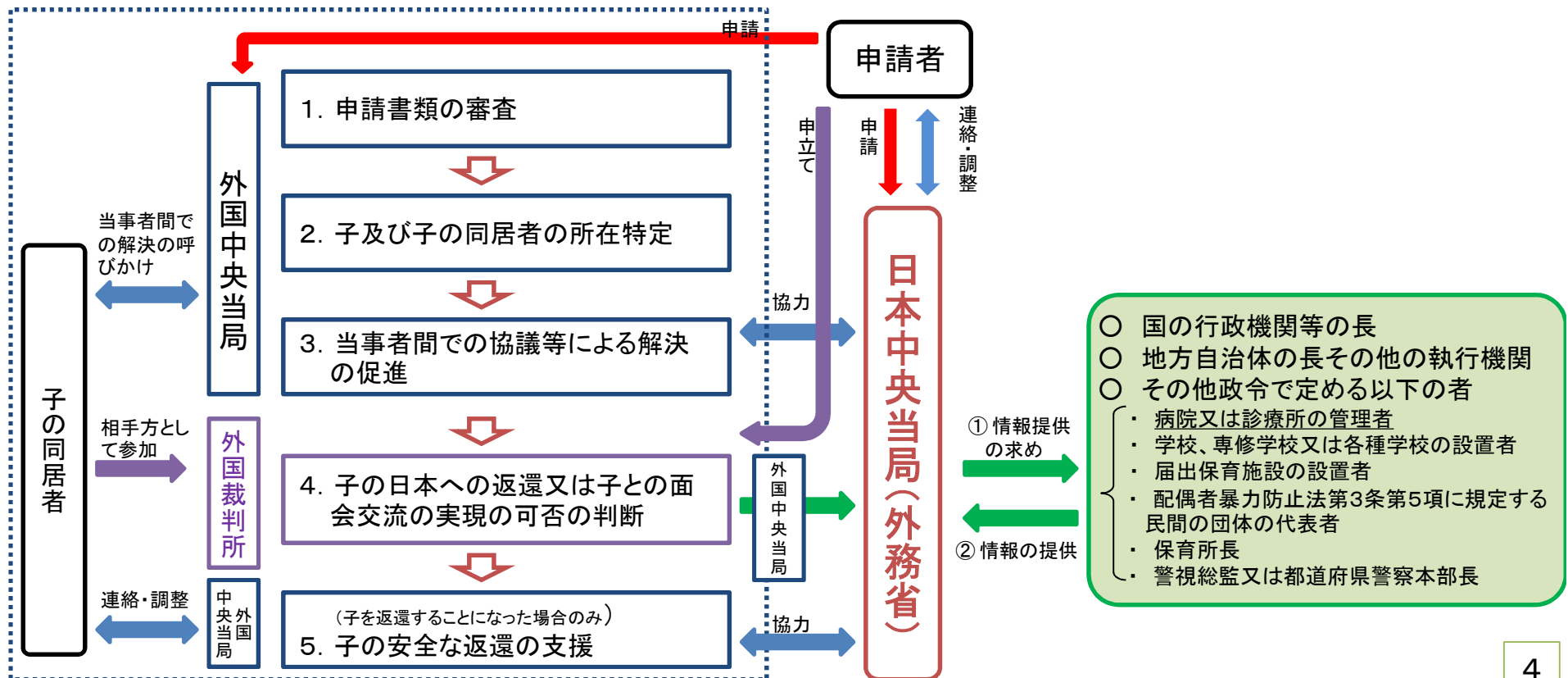
- 外務大臣に提供された情報は、条約実施法第5条第3項及び第4項に基づく場合を除き、外部に提供されることはありません(子及び子と同居している者の住所が申請者に提供されることはありません。)
- また提供された情報は行政機関個人情報保護法等に則って厳重に管理します。

3. 子の社会的背景に関する情報提供の求め(条約実施法第15条第1項)

(1) 目的・概要

- 日本から外国条約締約国に連れ去られた子の日本への返還又は面会交流の実現が外国裁判所で争われている場合に、当該外国裁判所の求めに応じて情報を提供するために行われるものです。
- 外務大臣は、①裁判所から要請を受けた外国中央当局から依頼があり、②裁判手続の両当事者の同意が得られており、③情報の目的外利用のおそれがない場合に限って情報の提供を求めることができる(条約実施法第15条第1項)。
- 情報の提供を求められた者は、①情報を提供することによって当事者の権利利益を不当に侵害するおそれがない、②情報が当事者の知りうる状態にあり、また、③第三者の個人を識別することができる情報を含まない場合に情報を遅滞なく外務大臣に提供する(条約実施法第15条第2項)。

<外国への連れ去り又は留置が行われた事案の流れ> (※ 具体的な手続きの流れは各国の制度によって異なる)



(2) 外務大臣による情報提供の求め

ア 情報提供を求める場合

- 外務大臣は、①裁判所から要請を受けた外国中央当局から依頼があり、②裁判手続の両当事者の同意が得られており、③情報の目的外利用のおそれがない場合に限って、地方公共団体の長に対して情報の提供を求めます。
- 子の社会的背景に関する情報の交換は、これまでも各締約国による活用の例が限られており、我が国についても全体で年に多くても数件程度となることが見込まれています。

イ 提供を求める情報

- 子に係る診療録の写し(子の社会的背景に係る部分に限る。)その他病院又は診療所が医療の提供の過程において取得した子の社会的背景に関する情報を記載した書面のうち、外国条約締約国の中央当局から提供を求められている情報に該当するもの
※ 情報の提供を求める可能性が高い病院又は診療所には、可能な限り外国締約国との事前の調整段階から情報の提供を行う予定です。

ウ 情報提供を求める方法

情報の提供を求める病院又は診療所に、外務省領事局ハーグ条約室から、外務大臣名の電子署名を付したPDFファイル（プリントアウトすれば外務大臣の公印を付した文書と同一の外見）を添付した電子メールを送付して行う予定です。



(3) 情報の提供を求められた病院・診療所の対応

- 以下(1)(2)のいずれにも該当するときは、遅滞なく、当該情報を書面又は電子メール(電子署名が行われたものに限る。)により外務大臣に提供して下さい。
 - (1) 当該情報を外国中央当局に提供することによって子及び外国裁判所等の手続の当事者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。
 - (2) 当該情報が、子及び外国裁判所等の手続の当事者の知り得る状態にあり、かつ、これらの者以外の特定の個人を識別することができる情報を含まないとき。
- 前項の(1)(2)のいずれか若しくは両方に該当しない、又は提供を求められた情報を保有しておらず外務大臣に情報の提供を行うことができない場合には、その旨及び具体的な理由を書面又は電子メール(電子署名が行われたものに限る。)により外務大臣に伝達して下さい。
- 情報の提供を求めた後、10日を超えて回答が届かない場合は、理由の説明を求めることがあります。

(4) 提供された情報の取扱い

- 外務大臣に提供された情報は、外務大臣に情報の提供を依頼した外国条約締約国の中央当局に対してのみ送付します。その他の目的で情報が利用されることはありません。

4. Q&A

(1) 総論

Q1: 条約実施法に基づく外務大臣に対する情報提供は、「個人情報の保護に関する法律」との関係で問題が生じる可能性がありますか。

A: 「個人情報の保護に関する法律」では、利用目的以外の目的による個人情報の利用、提供は、本人の同意を得た場合等に限定する規定が置かれていますが、「法令に基づく場合」には、その規定の例外となることが定められています(第16条第3項第1号)。

条約実施法第5条第1項又は第15条第1項に基づく外務大臣による情報の提供の求めは、法令に基づいて行われるものです。したがって、求めに応じて外務大臣に情報を提供することについて、「個人情報の保護に関する法律」の規定との関係で問題が生じることはありません。

また、外務省に情報を提供することについて、事前に本人に同意を得る、又は、事後に本人に通知を行う必要はありません(外務省が所在の特定を行っていることが子と同居している者に知られることによって、再び連れ去りが行われ、子が必要な行政サービス、医療、教育を受けることができない状況を強いられるなど、子の福祉に悪影響を与える恐れがあります)。

Q2: 情報提供にかかる手数料を請求することはできますか。

A: 情報の提供に関し手数料等が必要な場合は、個別に御相談下さい。

(2) 子の所在を特定するための情報提供の求めについて

Q3: 条約実施法第5条第1項では、外務大臣は、子及び子と同居している者の「氏名又は」「住所若しくは居所に関する情報の提供を求めることができる」と規定されていますが、この氏名又は住所若しくは居所「に関する情報」にはどのような情報が含まれるのですか。

A: 法第5条第1項の「に関する情報」には、子及び子の同居者の氏名及び住所又は居所の情報のみならず、子及び子の同居者の氏名及び住所又は居所の特定に資すると合理的に考えられる情報が含まれます。このため、子又は子と同居していると思料される者の生年月日、性別、被保険者及び保険者の情報の提供を求めるものです。

Q4: 外務大臣の求める条件に合致する者についての情報を提供したところ、事後的に同姓同名の別人についての情報を提供していたことが分かった場合、間違った情報を提出してしまったことについて法的な責任が生じますか。

A: 外務大臣の求めに応じての情報の提供は、結果的に当該情報が子及び同居者以外の者に係るものであったことが判明した場合であっても、個人情報の保護に関する法律第16条第3項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、違法性はありません。なお、外務大臣は、提供された情報が別人についての情報であることが判明した場合には、速やかに当該情報を廃棄・消去します。